

深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、深谷市水道事業（以下、「発注者」という。）における浄配水場運転管理等を業務委託するにあたり、水道施設の運転監視及び保守点検等を安全かつ適正に実施するため、深谷市委託契約約款（以下、「約款」という。）に定めるもののほか、業務内容とその他必要事項を定めるものとする。

(業務の履行)

第2条 受注者は水道施設の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか契約書及びその他関係書類等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。なお、本仕様書記載なき事項であっても、業務遂行上当然に必要なものは受注者の責任においてこれを満足しなければならない。

(対象施設)

第3条 本業務の対象施設は別紙－1から別紙－3に定めるとおりとし、この他は発注者及び受注者双方の協議によるものとする。

(1) 稼働中の施設

岡部浄水場、皿沼浄水場、前川原浄水場、前小屋浄水場、川本浄水場、新仙元山配水場、今泉配水場、本田配水場、花園第一配水場、花園第二配水場、大谷ポンプ場、水源（稼働26箇所）、配水管末測定機（13箇所）

(2) 休止施設

台坂浄水場、八幡西浄水場、南部浄水場、南岡浄水場、旧今泉配水場、普済寺浄水場、水源（休止24箇所）

(業務内容)

第4条 業務の内容は、本仕様書「第2章」に定めるとおりとする。

(本業務管理とその責任)

第5条 受注者は、責任をもって業務を履行しなければならない。

- 2 受注者は水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を把握し、運転管理に精通するとともに、業務の履行にあつては常に問題意識を持ってこれにあたり、創意工夫をし、設備の予防保全に努めること。
- 3 受注者は地震などの自然災害、テロなどの人為的な災害及び流行性疾病の発生又は施設機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えとともに、常にこれに対処できるように準備すること。
- 4 受注者は地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。

(現場責任者及び現場副責任者の選任)

第6条 受注者は、現場責任者及び現場副責任者を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。

- 2 現場責任者は、現場の最高責任者として、従事者の指導、監督を行うとともに技術の向上及び事故の防止に務めること。
- 3 現場責任者の資格基準は、次の第1号の資格を有する者かつ第2号から第4号のいずれかの資格を有し、第5号に該当する者とする。
 - (1) 水道技術管理者資格
 - (2) 1級又は2級電気工事施工管理技士
 - (3) 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者
 - (4) 第1種又は第2種電気工事士
 - (5) 浄水場施設での実務経験が10年以上有し、維持管理に高度な技術力と的確な判断力を有する者、又は発注者が認めた者
- 4 現場副責任者の資格基準は、次の第1号から第5号のいずれかの資格を有する者かつ第6号に該当する者とする。
 - (1) 水道技術管理者資格
 - (2) 水道浄水施設管理士1級又は2級
 - (3) 1級又は2級電気工事施工管理技士
 - (4) 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者
 - (5) 第1種又は第2種電気工事士
 - (6) 浄水場施設での実務経験が5年以上有する者、又は、発注者が認めた者
- 5 平日（土・日曜日、国民の祝日に関する法律に指定する休日及び受注者が独自に定める休日（以下、「休祝日」という。）を除く日）昼間（午前8時30分から午後5時15分をいう。以下同じ）は、現場責任者を受注者の責任者とする。現場責任者が不在の場合、現場副責任者又は受注者が次条に基づき届出た者から発注者が認めた者が受注者の責任者とする。
- 6 休祝日又は平日夜間（昼間を除く時間をいう。以下同じ）は、受注者が次条に基づき届出た者から発注者が認めた者を受注者の責任者とする。

（従事者の届出）

- 第7条 受注者は、従事者の履歴、職種、職務分担等（従事者の資格又は職務に必要な講習の受講（以下「従事者の資格等」という。）を証明するものを含む）を記載した従事者選任届を届出ること。また、変更がある場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項の従事者選任届について、関連法令に基づき業務の内容により必要な従事者の資格等を考慮し作成すること。また、従事者の資格等ごとに欠員が出ないように、従事者に対し計画的な教育、資格等の取得又は講習の受講等の推進を図ること。
 - 3 発注者は、受注者の従事者のうち、本業務の履行上不適格であると明らかに認められるものがある場合、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合受注者は、速やかに本業務に支障のないよう必要な措置を講じなければならない。

（履行計画書）

- 第8条 受注者は、本業務の契約書並びに本仕様書に従って本業務を履行するための履行計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、履行計画書に基づき本業務を円滑に履行しなければならない。
 - 3 履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。
 - (1) 業務概要に関すること
業務方針及び業務の概要
 - (2) 業務組織に関すること
業務履行組織、業務分担、緊急連絡体制
 - (3) 業務工程に関すること
業務工程表

- (4) 業務方法に関すること
主要設備概要、主要監視・管理項目、運転監視業務計画、保守点検業務計画、薬品等調達及び管理業務計画、緑地管理業務計画、清掃業務計画
- (5) 安全衛生教育に関すること
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画、安全衛生教育
- (6) 保全・保安管理に関すること
保安・保全管理対策、保安・保全教育、環境対策
- (7) 各種報告書様式等
業務報告書、写真管理計画
- (8) その他必要事項

(勤務体制)

第9条 受注者の従事者数は、原則として次の各号に定める従事者数以上とする。

- (1) 平日昼間
岡部浄水場 8 名、川本浄水場 1 名
- (2) 祝休日の昼間
岡部浄水場 6 名、川本浄水場 1 名
- (3) 夜間
岡部浄水場 3 名、川本浄水場 1 名

2 水道施設の新設工事、拡張、廃止等に伴い本業務に必要な従事者数が変更となる場合、発注者及び受注者協議の上従事者数を変更できるものとする。

(本業務の調査)

第10条 発注者は必要に応じ、本業務の履行状況について調査し、又は受注者に必要な報告を求めることができるものとする。

(本業務内容の変更)

第11条 発注者は、必要がある場合、本業務の内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は受注者に対し事前に通知するものとする。

(本業務の期間)

第12条 本業務の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とし、1年度毎に契約内容の見直しを行うことができるものとする。

2 前項で示す業務の期間内であっても、下記の各号のいずれかに該当した場合、発注者及び受注者協議の上、合意した期限をもって本契約を終了するものとする。

- (1) 約款第13条第2項の検査の結果、受注者に著しい不適合があった場合
- (2) 受注者が発注者に対して次年度の本業務の受託を希望せず、発注者及び受注者協議の上合意した場合

3 前項第1号の「受注者に著しい不適合」とは、発注者又は第三者に重大な被害を与えた場合を指すものとする。

4 業務に必要な薬品、燃料等の価格の予期しない変動又は租税公課の年度内の変更がある場合、本条第1項の規定によらず、発注者、受注者相互の協議により年度内であっても契約内容の見直しを行うことができるものとする。

(安全管理)

第13条 受注者は作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(健康管理)

第 14 条 受注者は常に安全衛生管理に注意を払い、従事するものに感染症等の疑いがある場合は従事者の変更を行うなど、安全衛生管理を徹底しなければならない。

2 受注者は、水道法第 21 条に定める定期及び臨時の健康診断を行うとともに、これに関する記録を作成し、発注者に文書により報告しなければならない。

3 受注者は、本条第 2 項の健康診断のほかに、従事者に労働安全衛生規則第 44 条に基づく定期健康診断を受けさせなければならない。また、川本浄水場の薬品受け入れに関わる従事者については、労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる特定の業務に従事しているため、同規則第 45 条の健康診断を受けさせること。

(保全・保安教育及び訓練)

第 15 条 受注者は、作業、維持（運転、監視、巡視、点検、測定等）又は運用に従事する者に対して、水道施設等の保全・保安に関し必要な知識及び機能に関する教育をしなければならない。

2 受注者は、作業、維持又は運用に従事する者に対して、事故その他災害、又は疾病の流行等が発生したときの措置について、危機管理マニュアル、業務継続マニュアルを作成し、定期的に実地指導、訓練を行わなければならない。

3 受注者は、作業、維持又は運用を行うときに必要な資格（講習の受講を含む、以下同じ。）を特定し、必要な資格保有者を充てることとする。また、事故又は人事異動等で資格保有者が欠けないように従事者の資格取得を推進し、資格保有の管理をしなければならない。

(貸与品等)

第 16 条 本業務の実施に際し、機械、器具、特殊工具等の貸与品等は発注者が無償で貸与する。

2 貸与品等については、受注者が台帳等を作成し、その保管状況を常に把握し管理する。なお、受注者の故意又は過失により貸与品等に破損、損失等があった場合は受注者が弁償しなければならない。

3 第 1 項に定める貸与品等は別紙－ 4 のとおりとし、貸与品の引渡場所や引渡時期は発注者と受注者が協議して定める。

(整理整頓等)

第 17 条 受注者は、水道施設を常に整理整頓し、必要に応じて施設建物の清掃及び周辺の清掃、除草、除雪等を実施することにより労働安全の確保、周辺住民への配慮及び水道施設の衛生の確保に努めなければならない。

(事務室等の使用)

第 18 条 発注者は受注者に対して事務処理に必要な事務室等施設の一部を貸与するが、使用期間中は受注者の責任において維持管理を行い、汚損等による弁償は受注者の負担とする。

2 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

3 岡部浄水場の業務車両及び従事者通勤車両の駐車スペースは 20 台分とする。

(従事者の服装等)

第 19 条 受注者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第 20 条 受注者は、水道施設の火災を未然に防止するため、火気取扱責任者を選任し、火気、

燃料、電力、薬品等の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(侵入者の防止等)

第 21 条 受注者は、設備機器、備品工具類の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

2 受注者は、施錠、開錠の管理を確実に行わなければならない。

3 受注者は、水道施設に設置されている監視カメラにより、定期的に監視しなければならない。

(業務の一般管理)

第 22 条 受注者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関連法令を遵守することを基本とし、業務の実施、水道施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受注者は、業務遂行上で必要な事項について、発注者と打合せ、協議等を行った場合はその内容を整理し、発注者に提出し承認を受けるものとする。

第 2 章 業務内容

(業務内容)

第 23 条 業務の主な内容は次のとおりとする。

- 1 運転監視業務
 - (1) 運転管理業務
 - (2) 水質管理業務
- 2 保守点検業務
 - (1) 施設点検業務
 - (2) 日常点検業務
- 3 薬品等調達及び管理業務
- 4 緑地管理業務
- 5 清掃業務
- 6 業務補助

(運転監視業務)

第 24 条 受注者は、運転監視業務を実施するにあたり、運転監視マニュアルを作成し、それに基づき実施するものとする。運転監視業務の主な内容は次のとおりとする。

- 1 運転管理業務
 - (1) 監視室における水道施設の監視、運転操作
 - (2) 浄水施設の経済的かつ適正な運転管理
 - (3) 取水、配水、送水設備の適正な流量・圧力管理
 - (4) 着水井、混和池、配水池等の水位管理
 - (5) 色度、濁度、残留塩素、pH 値等の水質監視
 - (6) バイオアッセイ等による川本浄水場原水監視
 - (7) 県水受水流量の監視、調整（岡部浄水場、皿沼浄水場、川本浄水場、新仙元山配水場、今泉配水場、本田配水場、花園第一配水場）
 - (8) 水道施設の故障、災害等緊急時の対応
 - (9) 設備機器の保守、帳票データの整理、修正
 - (10) 水道施設の工事、専門業者による設備点検における運転操作及び立会い
 - (11) 薬品等の取扱い及び受入れ立会い
 - (12) その他業務上必要な事項

2 水質管理業務

水質検査地点、項目、頻度については深谷市水道事業水質検査計画（以下、「水質検査計画」という。）に基づいて実施するものとする。

（1）水道法20条に基づく毎日検査

市内配水管末端測定37箇所（測定機器による色、濁り、残留塩素測定及び味、臭気の検査）

（2）各浄配水場の色度、濁度、残留塩素、pH値及び水温測定

（3）毎月水質採水業務… 浄水（25箇所）

原水（26箇所）

逆洗水（4箇所、指定月のみ）

（4）水質検査計画に掲載されている採水業務

（5）その他必要と認められた臨時採水

（保守点検業務）

第25条 受注者は、保守点検業務を実施するにあたり、保守点検マニュアルを作成し、それに基づき実施するものとする。保守点検業務の主な内容は次のとおりとする。

1 施設点検業務

施設点検業務は稼働中の施設を対象に、主として次の項目を実施するものとする。

（1）ポンプ、電動機、バルブ類等の消耗品、オイル交換、グリースアップ及び調整

（2）配水及び送水ポンプの経年点検（温度、振動、異音等）

（3）各水源の水中ポンプ絶縁抵抗測定

（4）各水源の動水位、静水位測定

（5）配水管末測定機の点検及び校正

（6）残留塩素計、pH計、濁度計等測定機器の点検及び校正

（7）薬品注入器の点検及び調整

（8）薬品類、燃料類の残量確認及び管理

（9）直流電源装置、非常用発電機のバッテリー液点検及び補充

（10）予備機及び休止設備の保守運転

（11）各浄配水場、水源の電気使用量の確認

（12）天日乾燥床、雨水流出抑制施設の適正管理

（13）膜モジュールの薬品洗浄：年1回程度

（14）導水管逆流洗管作業

（15）第一種特定製品の簡易点検の実施

（16）特定化学物質の定期自主検査の実施

（17）地下タンク貯蔵所の定期点検の実施

（18）設備の簡易な修繕、調整及び保守

（19）その他業務上必要な事項

2 日常点検業務

日常点検業務は稼働中の施設を対象に、主として次の項目を実施するものとする。

（1）水道施設の巡視パトロール

（2）浄配水施設の機器及び設備の巡視点検

（3）その他業務上必要な巡視

（薬品等調達及び管理業務）

第26条 薬品等調達及び管理業務は次に掲げる薬品等の手配、受入れ、在庫管理及び経理とする。

（1）薬品

① 次亜塩素酸ナトリウム

- ② ポリ塩化アルミニウム
- ③ 希硫酸
- ④ 液体苛性ソーダ
- ⑤ チオ硫酸ナトリウム（結晶・液体）

（２）測定試薬

① 残留塩素測定用試薬

- 2 受注者は、薬品等を手配する時は事前に材料承諾書により発注者から承諾を得なければならない。また、納入時には計量証明書、検査成績書を提出すること。
- 3 特定化学物質作業主任者を選定して川本浄水場における従事者の指揮や装置の点検等を行うこと。
- 4 薬品等の予定年間使用数量及び仕様は別紙－５のとおりとする。
- 5 第４項で定める予定年間使用数量は、実年間使用数量の増減により精算するものとし、変更契約の対象とする。また、購入単価については急激な物価変動等により著しく変わった場合、協議することができるものとする。

（緑地管理業務）

第 27 条 緑地管理業務は第 3 条で定めるすべての施設を対象に、主として次の項目を実施するものとする。

- （１）植込み、芝生等の除草作業
- （２）樹木剪定及び伐採作業
- （３）草木等の収集積込補助作業

- 2 前項の第 1 号の業務に伴う除草機械は発注者が、消耗品（バッテリー、オイル、替刃等）及び燃料は受注者が用意し業務を実施するものとする。また、機械を使用した除草作業従事者は、必要な講習を受講した者とする。
- 3 第 1 項第 2 号は、発注者と協議のうえ実施するものとする。
- 4 第 1 項第 3 号は、発注者が実施する作業を補助するものとする。
- 5 第 1 項各号の作業にあたっては、第三者（この号においては、浄水場に勤務する市職員、他の事業者、又はその社員を含む）に危害を加えないよう注意して行うこととする。なお、受注者の故意又は過失により第三者に発生した損害は、受注者が賠償することとする。

（清掃業務）

第 28 条 清掃業務は岡部浄水場浄水管理棟及び川本浄水場管理棟（別紙－６）を対象に、主として次の項目を実施するものとする。

（１）日常清掃

日常清掃は汚れた部分の拭き清掃やごみの取り除き作業等を適時に行い、清潔な状態に保つ作業をいい、床清掃は隔日、床清掃以外は毎日の基本とする。

（２）定期清掃

定期清掃は施設の保全を目的とし、定期的に行う床面の洗浄（水拭き等）、ガラス（内側）、照明器具、ブラインド、空調給排気口清掃等の作業をいい、年一回を基本とする。

- 2 その他浄配水場については、汚れた部分の拭き清掃やごみの取り除き作業等を適時実施するものとする。

（業務補助）

第 29 条 業務補助の主な内容は次のとおりとし、原則として発注者の指示により実施するものとする。

- （１）発注者が発注した工事、委託業務等への立会い及び補助
- （２）調査等に係る資料、データの取りまとめ及び整理
- （３）発注者が行う小規模修繕の補助

- (4) 岡部浄水場の施設、セキュリティー管理及び監視室における電話対応
- (5) 浄水場への施設見学対応（見学者への説明及び誘導等）
- (6) 発注者が行う催事への協力
- (7) 休止施設の巡視点検

（業務要求水準）

第30条 本業務を実施する上で、受注者が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。なお、その具体的な手法は受注者が提案により示し、発注者と協議を行った上で、その提案を業務履行計画書に反映させて、発注者に提出すること。

（1）委託業務の基本的水準

- ア 受注者は、自らのノウハウを最大限活用して、水道施設の運転及び維持管理を行い、水道施設を連続的に運転するとともに、安全で安定した水の処理を提供すること。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図ること。
- イ 業務の実施にあたっては、既存施設の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な実施体制でこれに臨むこと。さらに、水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。
- ウ 受注者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、災害事故時等の緊急事態においても迅速かつ適切に対応できるようその体制を整備すること。
- エ 水道施設の運転管理、維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、これらの文書の毀損、滅失がないよう適切に管理すること。

（2）委託業務の要求水準

- ア 水道法に基づく、下記の3項目について水質基準等を満たし、かつ残留塩素については要求水準値を満たすこと。

影響項目	検査項目	単位	水質基準等	要求水準値
残留塩素	残留塩素	(mg/L)	0.1 以上	管末測定器及び毎日検査測定箇所 で 0.2 以上～1.0 以下
濁度・色度	濁度	(度)	2 以下	—
	色度	(度)	5 以下	—
味・臭気	味	—	異常でないこと	—
	臭気	—	異常でないこと	—

（要求水準未達）

第31条 受注者の原因で前条に定める要件が満足できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者に報告するものとする。この場合において、受注者は原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

- 2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、発注者及び受注者は協力して、その改善に努めなければならない。

- 3 要求水準の未達に対する罰則は、十分な調査を基に発注者及び受注者が協議の上決めることとする。

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第32条 受注者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。また、受注者は、第1号から第8号に示す書類又は第11号に示す書類について必要に応じて改定することができる。ただし、改定後は速やかに提出すること。

- (1) 現場責任者等通知書（契約締結後速やかに提出）
- (2) 業務従事者選任届（契約締結後速やかに提出）
- (3) 業務履行計画書（業務の着手までに提出）
- (4) 運転操作マニュアル（作成次第提出）
- (5) 運転監視マニュアル（業務の着手までに提出）
- (6) 保守点検マニュアル（業務の着手までに提出）
- (7) 危機管理マニュアル（業務の着手までに提出）
- (8) 業務継続マニュアル（業務の着手までに提出）
- (9) 月間業務計画書（前月の27日まで、27日が休日等の場合、直前の平日までに提出）
- (10) 月間業務報告書（業務完了後速やかに提出）
- (11) 年間業務報告書（業務完了後速やかに提出）
- (12) その他必要なもの

(業務履行報告書)

第33条 受注者は、業務の履行にあたり、以下について定められた期間内に報告するものとする。

- (1) 業務日報（実施日から2回目の平日までに提出）
 - ア 業務報告
 - イ 施設日常点検報告
 - ウ 毎日水質検査報告
 - エ 施設巡視パトロール報告
 - オ 薬品等受入れ立会い報告
 - カ 故障・災害報告
- (2) 月間業務報告書（翌月2回目の平日までに提出）
 - ア 月間業務完了届
 - イ 業務報告
 - ウ 運転管理データ
 - エ 水質管理データ
 - オ 施設点検報告
 - カ 各測定記録
 - キ 薬品受入れ報告
 - ク 業務写真
 - ケ その他必要書類
- (3) 年間業務報告書（翌年度4月8日、当該日が休日等の場合、次の平日までに提出）
 - ア 年間業務報告
 - イ 運転管理データ（集計）
 - ウ 水質管理データ（集計）
 - エ 各測定記録（集計）
 - オ 薬品受入れ報告（集計）

カ その他必要書類

第4章 その他

(損害賠償)

第34条 本業務の履行にあたり、受注者が、受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者へ損害を与えた場合、受注者は、法律上責任を負うべき場合で、かつ、当該受注者の帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、当該損害の賠償を行う。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用せず、受注者は、当該損害を賠償する責を負わない。

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合

(2) 発生した損害が、本業務の履行に伴い通常避けることができない事由により生じたものである場合

(3) 天災その他受注者の責めに帰すことができない事由により損害が発生した場合

3 発注者又は受注者が、本仕様書に関する事項について第三者から損害賠償請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。この場合、発注者又は受注者が、第三者と和解等する場合には、相手方の承諾を得なければならない。

4 第12条第2項により、発注者が本業務の内容の変更又は一時中止、若しくは打ち切りを行い、受注者に損害を与えた場合は、発注者は、当該損害を受注者に賠償する。

5 次条に基づき、本契約が解除され、本契約を解除した者が損害を被った場合、相手方は、当該損害を賠償する。

(解除)

第35条 約款第16条から第22条まで及び本仕様書第12条第2項で定めるほか、発注者又は受注者は、相手方が本契約の条項の一つにでも反したときは、相当の期間を定めて通告のうえ、本契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者の責めによる次のいずれかに該当した場合、本契約を解除することができる。

(1) 手形の不渡り又は支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立があったとき

(2) 手形交換所で取引停止処分を受けたとき

(3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき

(4) 前各号のほか、財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

(5) 発注者が、本業務の履行に対し受注者に是正を求めたにも拘わらず、受注者が本契約を誠実に履行する意思がないと認めるとき

3 前項に基づき、発注者が本契約を解除し、これに伴い発注者の維持管理業務へ支障をきたす場合、発注者が必要とする期間、受注者は本件業務を継続する義務を負うものとする。

4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約を解約することができる。

(1) 発注者が、正当な理由なく、本業務の対価を受注者へ支払わないとき

(2) 受注者が本業務遂行上、安全管理上危険であると発注者に指摘したにもかかわらず改善をせず、本業務遂行が不能と思われるとき

(瑕疵担保)

第36条 発注者は、契約期間終了の日から1年経過までの間に、受注者の業務の瑕疵に起因して委託業務の対象施設の内容に損害が発生した場合、発注者は受注者に対して当該瑕疵の補修を請求することができる。

(秘密保持)

第 37 条 約款第 27 条に定めるほか、受注者は、本業務の履行過程において知り得た情報の保全について、万全を期するものとし、契約期間終了後も同様とする。

(経費の負担)

第 38 条 受注者が本業務の履行に必要な経費のうち、第 18 条で定める事務室等の使用に伴う光熱水の費用を含む光熱、水道及びその他処理工程上必要な経費のうち、本仕様書に特段の明記のないものは発注者が負担する。

(業務委託料の支払い)

第 39 条 業務委託料の支払いは発注者及び受注者協議の上、60 回(年 12 回)以内とする。

(事務用品等)

第 40 条 受注者が本業務を履行するための車両、各種測定機器及び事務処理に要する事務器具、事務用品、通信機器等の設置及びその経費について、本仕様書に特段の明記のないものは受注者の負担とする。

(業務引継)

第 41 条 水道施設の運転監視及び保守点検等を安全かつ適正に実施するため、受注者は契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日の間に本業務に関する引継を受けなければならない。

2 受注者の責任者及び副責任者は、令和 13 年 3 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の間に発注者と協議し決定した内容に従い、発注者及び発注者の指定する者に対し各施設において資料および技術指導により引継を行い、引継書を発注者に提出しなければならない。

3 業務引継にかかる経費は受注者の負担とする。

(リスクの分担)

第 42 条 業務の履行に伴うリスクの分担については、別紙ー 7 に定めるとおりとする。

(疑義)

第 43 条 本仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、発注者及び受注者双方の協議の上これを処理する。

(その他)

第 44 条 約款第 8 条(現場責任者及び技術管理者)の規定は第 6 条をもって読み替えるものとする。

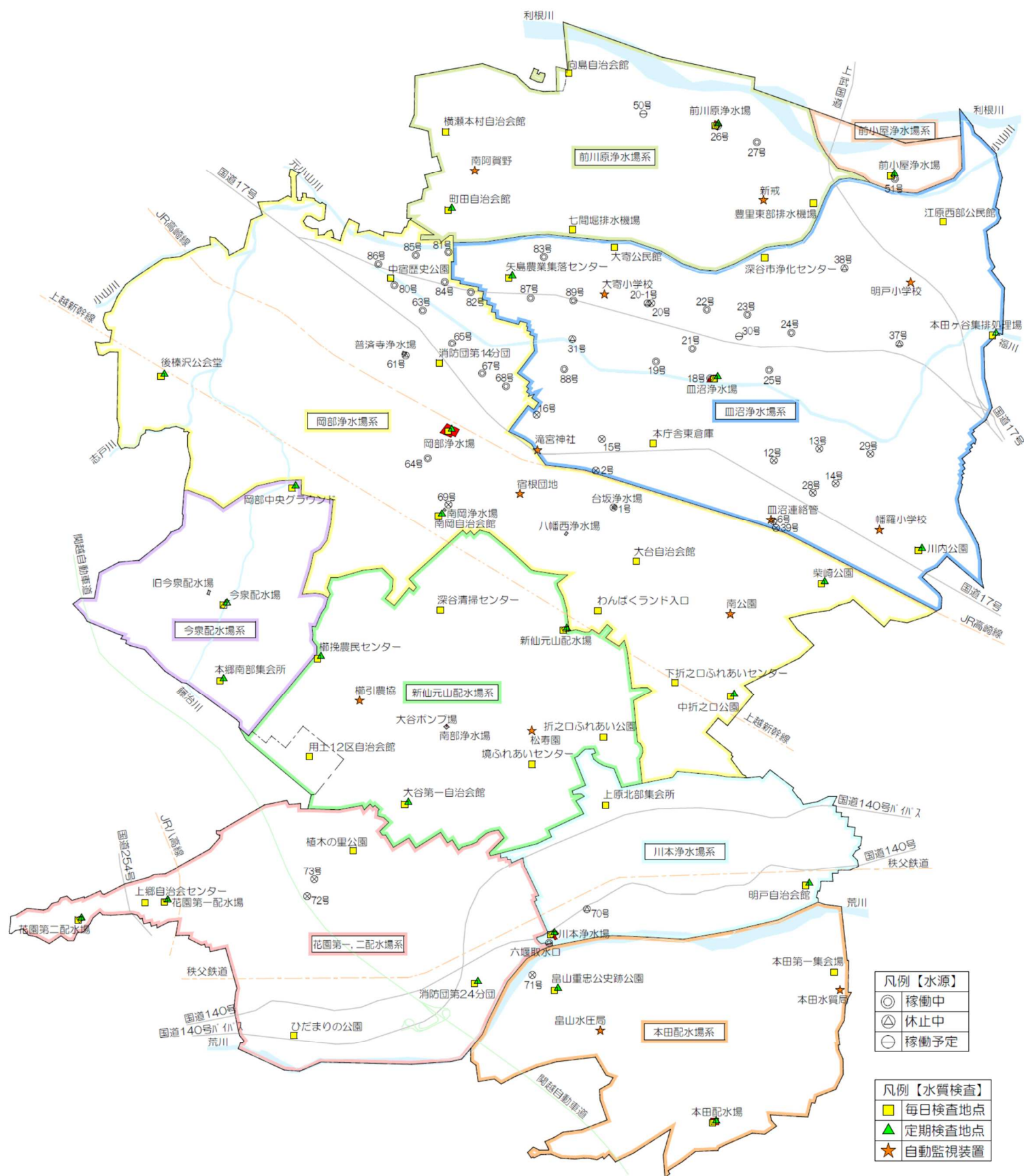
別紙－１ 委託浄配水施設一覧表

種別	番号	浄配水場の名称	所在地	用地面積 (㎡)	供用開始 年月	配水池構造 容量 (㎡)	浄水処理方法	水 源 稼動数	施設能力 (㎡/日)
稼動	1	岡部浄水場	岡部1086	29,738	H26.3	PC造 4 17,000	塩素消毒 除鉄・除マンガン 県水浄水受水	地下水 15	33,300
	2	皿沼浄水場	原郷1223	14,750	S61.3	PC造 3 12,000	塩素消毒 除鉄・除マンガン 県水浄水受水	地下水 7	20,300
	3	前川原浄水場	中瀬69	6,714	H6.3	PC造 1 1,800	塩素消毒 除鉄・除マンガン	地下水 2	5,450
	4	前小屋浄水場	前小屋67	520	H14.4	ステンレス製 1 72	塩素消毒 除鉄・除マンガン	地下水 1	45
	5	川本浄水場	田中1623	9,243	S50.12	PC造 1 RC造 1 3,123	生物活性炭処理、 凝集混和、膜ろ過、 塩素消毒 県水浄水受水	河川表流水 1	6,500
	6	新仙元山配水場	人見1483	3,918	H13.10	PC造 1 4,000	岡部浄水場より 浄水受水 県水浄水受水	なし	5,000
	7	今泉配水場	今泉6-1	2,989	H24.4	ステンレス製 1 1,200	岡部浄水場より 浄水受水 県水浄水受水	なし	2,342
	8	本田配水場	本田3288-19	6,000	H27.4	ステンレス製 1 1,500	県水浄水受水	なし	2,906
	9	花園第一配水場	武蔵野899	2,041	H2.3	ステンレス製 1 PC造 1 2,840	県水浄水受水	なし	5,400
	10	花園第二配水場	武蔵野141	4,050	S51.4	RC造 1 ステンレス製 1 3,000	花園第一配水場 より浄水受水	なし	200
	11	大谷ポンプ場	大谷1592	南部浄水場内	H27.4				
	12	配水管末測定機	13箇所						
休止	13	台坂浄水場	上野台195	3,381					
	14	八幡西浄水場	上野台3431	1,422					
	15	南部浄水場	大谷1592	1,423					
	16	南岡浄水場	岡部2113	360					
	17	旧今泉配水場	今泉346-2	1,469					
	18	普済寺浄水場	普済寺1385	2,703					

別紙－2 委託水源一覧表

地区	番号	水 源 名	稼働	休止、未稼働	浄水場名	備 考
深谷地区	1	第18号水源（深井戸）	○		皿沼浄水場	皿沼浄水場内
	2	第19号水源（深井戸）	○			
	3	第21号水源（深井戸）	○			
	4	第22号水源（深井戸）	○			
	5	第23号水源（深井戸）	○			
	6	第24号水源（深井戸）	○			
	7	第25号水源（深井戸）	○			
	8	第26号水源（深井戸）	○		前川原浄水場	前川原浄水場内
	9	第27号水源（深井戸）	○			
	10	第51号水源（深井戸）	○		前小屋浄水場	前小屋浄水場内
	11	第1号水源（深井戸）		○		
	12	第2号水源（深井戸）		○	—	
	13	第6号水源（深井戸）		○	—	
	14	第12号水源（深井戸）		○	—	
	15	第13号水源（深井戸）		○	—	
	16	第14号水源（深井戸）		○	—	
	17	第15号水源（深井戸）		○	—	
	18	第16号水源（深井戸）		○	—	
	19	第20号水源（深井戸）		○	—	
	20	第20-1号水源（深井戸）		○		
	21	第28号水源（深井戸）		○	—	
	22	第29号水源（深井戸）		○	—	
	23	第30号水源（深井戸）		○	—	
	24	第31号水源（深井戸）		○		
	25	第37号水源（深井戸）		○	—	
	26	第38号水源（深井戸）		○	—	
	27	第39号水源（深井戸）		○	—	
	28	第50号水源（深井戸）		○		
岡部地区	29	第61号水源（深井戸）		○	岡部浄水場	普済寺浄水場内
	30	第63号水源（深井戸）	○			
	31	第64号水源（深井戸）	○			
	32	第65号水源（深井戸）	○			
	33	第67号水源（深井戸）	○			
	34	第68号水源（深井戸）	○			
	35	第80号水源（深井戸）	○			
	36	第81号水源（深井戸）	○			
	37	第82号水源（深井戸）	○			
	38	第83号水源（深井戸）	○			
	39	第84号水源（深井戸）	○			
	40	第85号水源（深井戸）	○			
	41	第86号水源（深井戸）	○			
	42	第87号水源（深井戸）	○			
	43	第88号水源（深井戸）	○			
	44	第89号水源（深井戸）	○			
	45	第69号水源（深井戸）		○	—	
川本地区	46	六堰取水口（表流水）	○		川本浄水場	
	47	第70号水源（湧水）		○	—	
	48	第71号水源（浅井戸）		○	—	
花園地区	49	第72号水源（浅井戸）		○	—	花園導水ポンプ場内
	50	第73号水源（浅井戸）		○	—	花園第2ポンプ場

水道施設図



別紙ー 4 貸与品リスト

品名	型式	メーカー	数量	備考
水位測定器	WL100	アルファ光学	2	
放射温度計	PT-5LD	オプテックス(株)	1	
空気圧縮タンク	RAT-25	REXON	1	エアガン、ホース付属
振動計	1332A	昭和測器	1	
ポケット残留塩素計	58700-00型	HACH	1	
ポータブル濁度計	2100P	HACH	1	
ポータブルマルチガスモニター	GX-2012	理研計器	2	
水中ポンプ	AMG3000	京セラ	1	100V 300W 110L/min
水中ポンプ	50TM2. 4S	(株)鶴見製作所	1	100V 0. 4kW 0. 08m ³ /min
事務机	MTT-112WF1N	KOKUYO	1	岡部浄水場 浄水管理棟
事務机	SDP-1SN12LSA	KOKUYO	4	
キャスター付椅子	CK-582CN	KOKUYO	6	
キャスター付椅子	CRS-G180FB	KOKUYO	4	
ホワイトボード	JOIFA430		1	
書庫（観音開き）		DSK	3	
書庫（引出し）		DSK	1	
ロッカー		コクヨファニチャー(株)	4	24人分（4×6人）
下駄箱	SX-46TF1N	KOKUYO	1	24人分
刈払機（充電式）	MUR005GRM	マキタ	3	
刈払機（エンジン）	UMK425	HONDA	3	
刈払機（エンジン）	BC2511-EZ	ZENOAH	1	
タフロータリーハサミ	A-71772	マキタ	2	飛び石防止（刈払機用）
充電式スプリット	MUX011G	マキタ	1	アタッチメント取付用（充電式）
ブロワアタッチメント	UB400MP	マキタ	1	
ポンプアタッチメント	PF400MP	マキタ	1	
ヘッジトリマアタッチメント	EN402MP	マキタ	1	
充電式高枝チェンソー	MUA002G	マキタ	1	
充電式芝刈機	MLM002GZ	マキタ	1	
チェンソー（エンジン）	GZ2700T	ZENOAH	1	
チェンソー（エンジン）	G2551EZ	ZENOAH	1	
乗用車草刈機	RM950	オーレック	1	
乗用車草刈機	RM953X	共立	1	
乗用車草刈機	RM81B	オーレック	1	
除草剤噴霧器	ダイヤフラム式13L	セフティー	1	
充電式バッテリー	BL4040	マキタ	6	
充電式バッテリー	BL4080F	マキタ	2	
バッテリー充電器	DC40RA	マキタ	3	
バッテリー充電器	DC40RB	マキタ	1	

ツールボックス	MAKPAK TYPE2	マキタ	1	バッテリー入れ
ツールボックス	MAKPAK TYPE3	マキタ	1	バッテリー入れ
ビックファン	BF-75V	ナカトミ	3	
扇風機	工業扇	広電	2	
ビデオフレックス	G4ウルトラM10	レーザーライナー	1	
脚立 5m	DN-FSL	Power-on	1	
三脚 10尺	GMK-300a	ピカコーポレーション	1	
三脚 13尺	GMK-360a	ピカコーポレーション	1	
脚立 6尺	RH-18	Hasegawa	1	
乾湿両用集塵機	VQ1230SWD	Vacmaster	1	
充電式クリーナー	CL003G	マキタ	2	
充電式ライト	ML008G	マキタ	1	
拡声器	ハンズフリー小型	アーテック	3	

別紙－５ 薬品等の予定年間使用数量及び仕様

１ 予定年間使用数量 (令和2年度から令和6年度の使用実績値より算定)

品 名	使用数量	使用場所 (最大貯留量)
次亜塩素酸ナトリウム (１２％)	248,000kg/年	岡部浄水場 (5m ³ ×3)
	41,000kg/年	皿沼浄水場 (6m ³ ×2)
	7,000kg/年	前川原浄水場 (0.7m ³ ×2)
	5,000kg/年	川本浄水場 (0.75m ³ ×1)
次亜塩素酸ナトリウム (６％)	180kg/年	前小屋浄水場 (20kg入りQBで納入)
ポリ塩化アルミニウム	4,500kg/年	川本浄水場 (0.5m ³ ×1)
希硫酸	13,000kg/年	川本浄水場 (1.0m ³ ×1)
液体苛性ソーダ	2,000kg/年	川本浄水場 (1.0m ³ ×1)
チオ硫酸ナトリウム (結晶)	5kg/年	川本浄水場 (25kg入り紙袋で納入)
チオ硫酸ナトリウム (液体)	5kg/年	川本浄水場 (25kg入りQBで納入)
残留塩素測定用試薬	35,000個/年	各浄配水場

２ 仕様

(１) 薬品

浄水用薬品 (①～④) については「水道施設の技術的基準を定める省令」の第１条第１６号に適合すること。

①次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸ナトリウムは、「JWWA K 120:2008-2」(水道用次亜塩素酸ナトリウム)に基づく試験方法により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。

項目	単位	規 格				
		岡部浄水場	皿沼浄水場	前川原浄水場	川本浄水場	前小屋浄水場
有効塩素	%	12以上				6以上
塩素酸	mg/kg	4,000以下				2,000以下
臭素酸	mg/kg	50以下				25以下
遊離アルカリ	%	2以下				2以下
比重 (20℃)	-	1.16以下				1.08以下
塩化ナトリウム	%	4以下				2以下
最大注入率	mg/ℓ	45	11	9	23	30

②ポリ塩化アルミニウム

ポリ塩化アルミニウムは、「JWWA K 154:2005」(水道用ポリ塩化アルミニウム)に基づく試験方法により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。

項目	単位	規 格
外観	－	無色～黄味かかった薄い褐色の透明な液体
比重 (20℃)	－	1.19以上
酸化アルミニウム (Al ₂ O ₃)	％	10.0～11.0
塩基度	％	45～65
pH値 (10g/ℓ溶液)	－	3.5～5.0
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	％	3.5以下
最大注入率	mg/ℓ	40

③希硫酸

希硫酸は、「JWWA K 134:2005」(水道用濃硫酸)を濃度 75％になるように浄水で希釈したものとし、下表に定める規格に適合すること。

項目	単位	規 格
硫酸分 (H ₂ SO ₄) 又は 遊離無水硫酸分 (SO ₃)	％	75以上
強熱残分	％	0.05以下
鉄 (Fe)	％	0.03以下
最大注入率	mg/ℓ	30

④液体苛性ソーダ

液体苛性ソーダは、「JWWA K 122:2005」（水道用水酸化ナトリウム（水道用液体カセイソーダ））に基づく試験方法により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。

項目	単位	規 格
外観	-	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム (NaOH)	%	24以上
塩化ナトリウム (NaCl)	%	0.8以下
最大注入率	mg/ℓ	30

⑤チオ硫酸ナトリウム

チオ硫酸ナトリウム（結晶）は、「JIS K1420:1958」（チオ硫酸ナトリウム（結晶）〔チオ硫酸ソーダ（結晶）〕）に基づく試験方法により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。

また、チオ硫酸ナトリウム（液体）はチオ硫酸ナトリウム（結晶）を濃度31%となるように浄水で溶解したものとする。

項目	単位	規 格
チオ硫酸ナトリウム (Na ₂ S ₂ O ₃)	%	99以上
塩化ナトリウム (NaCl)	%	0.05以下
鉄 (Fe)	%	0.002以下

（２）測定試薬

①残留塩素測定用試薬

HACH社製ポケット残留塩素計用遊離塩素試薬

別紙－ 6 岡部浄水場浄水管理棟部屋別面積及び川本浄水場管理棟床面積

施設名	階数	区分	床面積(㎡)	床材	
岡部	地階	ポンプ室	679.07	モルタルこて仕上	
		消火ポンプ室	29.31	モルタルこて仕上	
		階段室B	8.53	モルタルこて仕上	
		計	716.91	—	
	1 階	自家発電機室	124.29	無筋コンクリートの上 床用塗料	
		薬品注入室	54.18	無筋コンクリートの上 床用塗料	
		階段室C	28.13	ビニル床タイル・ビニル床シート	
		廊下	20.95	ビニル床タイル	
		風除室	5.58	1 5 0 角磁器質タイル貼	
		玄関ホール	13.46	ビニル床タイル	
		更衣室	4.22	ビニル床タイル	
		脱衣室	1.61	ビニル床シート	
		シャワー室	0.92		
		水質計器室	22.40	無筋コンクリートの上 床用塗料	
		搬入室	11.10	コンクリート直均し仕上	
		電気室	97.52	帯電防止床タイル	
		階段室B	13.00	モルタルこて仕上	
		受変電室	168.30	帯電防止床タイル	
		階段室A	7.22	モルタルこて押さえの上 床用塗料	
		計	572.88	—	
		2 階	事務室	47.02	ビニル床タイル
			階段室C	8.54	ビニル床タイル・ビニル床シート
	休憩室		8.04	ビニル床タイル（踏込）、畳敷き	
	ホール		32.37	ビニル床タイル	
	多目的便所		5.14	ビニル床シート	
	女子便所		15.42	ビニル床シート	
	男子便所		19.79	ビニル床シート	
	廊下		40.82	ビニル床タイル	
	会議室		203.74	ビニル床タイル	
	中央監視室		66.88	帯電防止床タイル	
	計算機室		54.37	帯電防止床タイル	
	階段室A		14.50	モルタルこて押えの上 床用塗料	
	計		516.63	—	
	屋階		階段室C	16.97	ビニル床タイル・ビニル床シート
		ホール	6.01	ビニル床タイル	
		計	22.98	—	
	小計		1829.40	—	
川本	管理棟	事務室、監視室、電気室、配水ポンプ室等	464.75	ビニル床タイル一式	
	小計		464.75	—	
合計			2294.15	—	

別紙－ 7 基本リスク分担表

責任の種類	内容	負担区分	
		発注者	受注者
水質管理責任	水道法における水質管理責任	○	
その他法令上の責任	受注者の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任（労働安全衛生法等、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更に関する責任	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更責任	受注者に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
第三者賠償の責任	この契約の履行に直接関係する受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応責任	下記以外のもの（水道事業の実施における住民反対運動、住民訴訟等）	○	
	受注者のこの契約の履行に直接関係するもの（施設見学等）	○	△
事故の発生責任	受注者の責めによる労災事故、設備の損壊事故等		○
	上記以外のもの	○	
環境保全責任	受注者の責めによる公共用水域の汚染、大気汚染、騒音・振動被害等	△	○
	上記以外の環境被害	○	
契約の解除・変更責任	深谷市水道事業の責めによるもの（安全対策違反、支払滞納等）	○	
	受注者の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○
物価変動責任	契約締結後のインフレ、デフレ	○	△
不可抗力責任	地震、洪水等の天災による契約の中止、変更、解除	○	

○：主分担 △：従分担